

○神河町高校生等医療費助成事業実施要綱

平成30年3月13日

要綱第8号

(目的)

第1条 この要綱は、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等保護者の負担を軽減し、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校生等 町の区域内に住所を有する15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。
- (2) 高校生等保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で高校生等を現に監護する者をいう。
- (3) 医療保険各法の給付 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第1項に規定する医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給(家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。)をいう。
- (4) 被保険者等負担額 医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。)を控除した額(医療保険各法以外の法令、条例(神河町福祉医療費助成条例(平成17年神河町条例第82号。以下「福祉医療条例」という。))を除く。)、規則、規程等の規定により国、地方公共団体(保険者たる国、地方公共団体を除く。))又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないときに限る。)をいう。

(助成対象者)

第3条 高校生等医療費の助成の対象となる者は、町の区域内に住所を有する高校生等保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、高校生等が次の各号のいずれかに該当する高校生等保護者は助成の対象としない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているとき。
- (2) 就職し、高校生等保護者の扶養から外れたとき。
- (3) 婚姻したとき。

(助成の額)

第4条 高校生等保護者に助成する医療費助成の額は、高校生等の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額(福祉医療条例による福祉医療費の支給を受けることができる場合は、当該福祉医療費の額を控除した額)に相当する額とする。

(助成の申請等)

第5条 助成対象者が助成の申請、受給者証の交付その他必要な手続を行う場合においては、神河町福祉医療費助成条例施行規則(平成17年神河町規則第48号。以下この条において「福祉医療規則」という。)第2条から第11条までの規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、福祉医療条例による福祉医療費の支給を受けることができる場合において、助成の申請を行うときは、福祉医療規則第4条に規定する受給者証の交付は行わず、同規則第9条の規定を準用する。

(損害賠償の調整)

第6条 町長は、高校生等保護者が高校生等の疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、高校生等医療費助成の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した高校生等医療費助成の全部若しくは一部に相当する金額を返還させるものとする。

(助成の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正の行為によって高校生等医療費の助成を受けた者があると認めるときは、その者に対し当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させるものとする。

(受給権の保護)

第8条 高校生等医療費の助成を受ける権利は譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行し、この要綱の施行日以後に助成事由の生じた医療に適用する。

附 則(令和3年3月4日要綱第5号)

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。